

令和3年7月農業委員会議事録

開 催 日 時：令和3年7月12日（月） 午前9時30分

開 催 場 所：嘉島町役場 2階大会議室

農業委員出席者：下田司、高木勝美、岡牧生、林田篤、本田博士、山内秀一、森下文夫、森田義美、吉田二郎、友田廣、岩永俊夫、村上卓也、榮恵、松永雄治、佐藤美代子、福永哲夫、齊藤進

事務局出席者：藤本賢二、河原まり、永山栞

1. 開 会：藤本事務局長

2. 会長挨拶：下田会長

3. 議事録署名人指名：下田議長

議事録署名人として、森田義美委員、吉田二郎委員を指名する。

4. 議 事

- (1) 報告第 8 号 農地法第18条の合意解約について
- (2) 報告第 9 号 農地法第5条の制限除外について
- (3) 議案第 10 号 農用地利用集積計画承認申請について
- (4) その他

5. 閉 会

○報告第8号 農地法第18条の合意解約について

(議長) それでは議事に入らせていただきます。報告第8号農地法第18条第6項による通知が2件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は1ページになります。報告第8号について申請番号順に報告をいたします。申請番号1番。所在は上島。農振農用地内の田が1筆。面積は1,072㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由は耕作者変更による合意解約となっております。解約申入日が令和3年5月16日。成立日、引渡日、通知日は令和3年6月24日となっております。続きまして、申請番号2番。所在が上六嘉。農振農用地内の田が1筆。面積は3,167㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。解約事由につきましては、売買による合意解約となっております。解約の申入日、成立日、引渡日、通知日は令和3年6月2日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がありました2件は、耕作者変更による合意解約と売買による合意解約になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○報告第9号 農地法第5条の制限除外について

(議長) 続きまして、報告第9号農地法第5条の規定による認可不要の報告が1件ございます。事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は2ページになります。農地法第5条の報告です。許可不要の案件になります。申請番号1番。賃貸借権の案件です。所在は北甘木。農振地域外の畑が1筆。面積は152㎡のうち4㎡となっております。譲渡人と譲受人は記載のとおりです。申請事由については、携帯基地局新設による転用の届出となっております。3ページに設置位置図を載せております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より報告がありました案件は携帯基地局の転用で許可不要の案件になりますので、報告のみで終わらせていただきます。

○議案第10号 農用地利用集積計画承認申請について

(議長) 続きまして、議案第10号農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農地利用の集積計画の承認申請が7件ございます。このうち、◎◎委員の案件が1件、△△委員の案件が1件ございます。先に◎◎委員の案件を審議いたします。◎◎委員の退室を求めます。

(◎◎委員退室)

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は5ページになります。申請番号3番です。◎◎委員の案件からご説明いたします。貸借権設定の案件です。所在が井寺地区。農振農用地内の田が3筆。合計面積は5,206㎡となっております。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃は合計で78,090円。期間については、令和3年8月1日から令和13年7月31日となっております。事務局からは以上です。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。……無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。本案件は承認とさせていただきます。◎◎委員の入室を許可します。

(◎◎委員入室)

◎◎委員の案件は、承認されましたので報告いたします。

(◎◎委員) ありがとうございます。

(議長) 続きまして、△△委員の案件について審議をいたします。△△委員の退室を求めます。

(△△委員退室)

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) それでは、△△委員の案件をご説明いたします。資料は7ページになります。申請番号7番です。貸借権設定の案件です。所在が上仲間。農振農用地内の田が1筆で面積は1,073㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的については、田の使用貸借権の新規の設定となっております。借賃は0円。期間は令和3年9月1日から令和13年8月31日となっております。事務局からは以上でございます。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。……何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは、承認とさせていただきます。

△△委員の入室を許可します。

(△△委員入室)

△△委員の案件は承認されましたので報告いたします。

(△△委員) ありがとうございます。

(議長) 残りの案件について事務局より説明をお願いいたします。

(事務局長) はい。資料は4ページに戻っていただきたいと思えます。申請番号順にご説明をいたします。まず、申請番号1番になります。所有権移転の案件です。所在は上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆で面積が3,167㎡。

(事務局長) 譲渡人と譲受人については記載のとおりです。利用目的は田の売買による所有権の移転となっております。売買の価格は合計で4, 200, 000円。移転の時期、引渡の時期については令和3年7月13日となっております。続きまして、申請番号2番。所在が上島地区。農振地域外の田が1筆で面積が200㎡。譲渡人と譲受人については記載のとおりです。利用目的については、田の売買による所有権の移転となっております。売買価格は300, 000円。移転の時期、引渡時期については令和3年7月13日となっております。続きまして、資料の5ページになります。貸借権設定の案件になります。申請番号4番です。所在が上島地区。農振農用地内の田1筆。面積は1, 072㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。利用目的は田の賃貸借権の新規の設定となっております。借賃は10, 720円。期間については、令和3年8月1日から令和8年7月31日となっております。続きまして、資料は6ページをお開きください。申請番号5番になります。所在が上六嘉地区。農振農用地内の田が1筆。面積が3, 167㎡。貸付人と借受人は記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の新規設定となっております。借賃は0円。期間については、令和3年9月1日から令和8年2月28日となっております。続きまして、申請番号6番です。所在は上島地区。農振地域外の田が1筆で面積が200㎡。貸付人と借受人については記載のとおりです。目的は田の使用貸借権の新規の設定で、借賃は0円。期間については、令和3年9月1日から令和13年8月31日となっております。事務局からの説明は以上で終わります。

(議長) ただいま事務局より説明がございましたが、何かご意見ご質問ございませんでしょうか。……何も無ければ承認でよろしいでしょうか。

(委員) はい。(委員一同)

(議長) ありがとうございます。それでは承認とさせていただきます。本日提案されました案件は全て終了いたしました。ありがとうございます。続きまして、その他となっております。その他の議題について、事務局より説明をお願いします。

(事務局長) はい。その他の報告案件になります。皆さんにお配りしております別紙で「所有者不明農地の制度活用について」というA4の用紙があるかと思えます。お手元に出していただければと思います。これについては、北甘木地区の農地で令和元年に農業委員会で取り上げられた未相続農地に対する農地の貸借の案件です。平成31年に農業委員会に相談があり、土地の所有者や権利の方の情報を調査をいたしました。法定相続人が4名おられる中、3名が町外に転出。4男さんに連絡をしたところ兄弟全員の相続放棄の申し出があったという平成31年の案件ですが。法に基づいた手続きを農業委員会で進めた経過報告になります。

(事務局長) 内容は令和3年2月に機構配分計画を決定して、耕作者に貸出しが可能になった報告になります。ご報告が遅れたことをまずお詫び申し上げたいと思います。この制度活用が県内でも少なく、嘉島町でも初めての案件であったと思います。このように相続がされていない農地等があれば、法的な手段を用いて耕作ができるようになるという制度になりますので、覚えておいていただければと思っておりますので、よろしく願いいたします。今回は報告という形でさせていただきました。

(□□委員) いいですか。

(議長) はい。

(□□委員) 相続放棄は何か土地に問題があったのでしょうか。何もなくて放棄したのですか。抵当権などあれば売買の問題もあるかと。

(事務局長) 個人情報も沢山あるなかで、この件についての説明が難しいですが、今回はこの制度で農地の貸借りが可能になったことのご報告のみとさせていただきます。このような制度があるということをご承知おきいただき、このような事例でお困りの農業者がいらっしゃったら、法的な手順で耕作の可能性があることをご理解いただけたらと思います。

(委員) はい。(委員一同)

(事務局長) 続きまして、皆さんのお手元にお配りしております、「再任用意向確認」についてご説明いたします。5月委員会において皆さんに農業委員の改選のお知らせをさせていただきました。今後、10月に広報にて募集を行います。併せて各地区からの推薦や団体からの推薦などもいただき、農業委員の決定をしていきます。そのような中で、今回現委員の皆様へ意向の確認を実施いたします。地区推薦を行う上で把握が必要になりますので、ご協力のほどお願いいたします。8月10日次回農業委員会の時までにこの用紙でご回答をお願いします。

(事務局長) 続きまして、アンケート調査のご依頼です。表題は「農地利用に関するアンケート調査の配付及び回収について」になります。これについては、以前2月3月にお知らせをしておりました人・農地プラン作成に伴うものです。令和3年度には作成が必要な計画となりますので、アンケートの配布回収までのご協力をお願いいたします。まず、対象者の方への配布を7月12日から18日までに。回収を8月1日から9日までにお願いいたします。8月10日の農業委員会時までに事務局に提出をお願いいたします。アンケート内容は記名式になっております。この調査は5年10年後の農地の状況を把握する目的で実施いたします。表は記名・世帯の状況、2ページには農地の情報、その後、5年後10年後に農地をどうしたいか、Q9では今後どのくらい農業を続けますか?といったアンケート内容などとなります。

(事務局長) このアンケートを回収して、5年後10年後の農地の移り変わりを地図化いたします。今回農業委員さんにご協力いただいてアンケートの回収率を上げて計画策定を進めていきますのでご協力をお願いいたします。総会終了後になりますが、会場の後ろに各地区ごとに封筒と名簿を準備しておりますので、帰りに持参いただくようお願いいたします。ここまでの説明でご質問等があればお願いします。

(・・・委員) どこでも配っていいの。

(事務局長) 名簿がありますので、そこに配っていただく形になります。

(・・・委員) 名簿全員に。

(事務局長) はい。

(△△委員) 非農家も含まれているの。

(事務局長) 今回、土地所有者へのアンケートになりますので非農家も含まれています。

(××委員) 前回アンケートをしていないところに今回配るといことでしょうか。

(事務局長) そうです…。他にご質問がなければ、暑い時期になりますので熱中症対策等をしっかり取っていただいて、アンケートの回収にご協力をいただければと思います。どうぞよろしく願いしておきます。

(事務局長) 続きまして、「くまもと農業・最適化推進運動」におけるモデル地区の設定の協議をお願いいたします。お配りの資料をお手元に準備をお願いします。先だって、県農業会議総会でも議題となった案件です。目的になりますが、農地利用の最適化の実現に努めるためになります。モデル地区の設定は必ず1農業委員会に1地区の設定となります。地区の範囲は、人・農地プランの策定区域またはその一部の区域となっております。嘉島町では、人・農地プランの策定区域は町全体で1区域などとなっております。次ページに取り組み活動例などの記載があります。9月までに県農業会議に報告することになりますので、この資料をお持ち帰りいただき、一読いただいて8月9月の農業委員会総会にて皆様からのご意見をいただき、モデル地区の設定を行いますのでよろしくお願いいたします。

(▽▽委員) モデル地区には交付金などが出るのか。

(事務局長) モデル地区の設定のみで、補助などはないと思われます。今回は説明のみで終わらせていただきたいと思っております。次回総会時に皆様のご意見をお願いいたします。

(事務局長) 続いて、前回、会長からも言われておりましたタブレットの導入になります。県農業会議の説明会に7月1日に行きました。嘉島町の配分が18台です。委員の皆さん各1台と事務局1台で調整ができました。タブレット会議ができるよう事務局で準備を進めていきます。実際の使用はタブレットの操作説明会を皆様に事前に行い、10月以降の会議での使用を想定しております。

- (議長) 最初から全員在宅というのはなかなか難しいと思いますが。
- (事務局長) はい。難しいと想定しています。県内でコロナ感染が拡大した際に感染拡大を防ぐための利用を考えております。コロナについては、まだ1年から2年は継続すると想定をしておりますので、機械に慣れながら会議での利用を進めていきます。私達もまだ説明会のみで操作を十分理解していませんので、実際タブレットが届いてから皆さんと勉強しながら、練習しながらと思っておりますので、よろしくお願いいたします。
- (事務局長) 続きまして、お知らせになります。以前に〇〇地区の転用の案件において、町農業委員会から意見ありで提出しました案件ですが、取り下げの方向で進みそうです。まだ確定ではございませんが、先にお知らせをいたします。県から正式な決定が届いた後に皆さんにご報告いたします。事務局からは以上になります。
- (議長) 他には委員の皆様から何かございませんでしょうか。なければ、次回の農業委員会は8月の10日の火曜日9時半からです。これをもちまして、本日の農業委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。

前記のとおり会議次第を記録し、これを証するため署名する。

令和3年7月12日

会長 下 田 司

委員 森 田 義 美

委員 吉 田 二 郎